

# 入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページ又は電子調達システムからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送により必ずご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

## ＜宛 先＞

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課 会計第1係

MAIL : miyazakikaikei@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和8年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約 (宮崎公共職業安定所)
---------	--

受領日 (ダウンロード日)	令和 年 月 日
事業所	名称
	所在地
担当者	氏 名
	電話番号
	メールアドレス
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月28日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 福原 正

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 調達件名

令和8年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約（宮崎公共職業安定所）

### (2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで。

### (4) 履行場所

仕様書による。

### (5) 入札方法

入札金額は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) 電子調達システムの利用

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式による入札を認める。

## 2 競争参加資格

### (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

### (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

### (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

### (4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

### (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

### (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。

### (7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

### (8) 入札日時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であって当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
- ①契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
  - ②契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
  - ③契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。
  - ④契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (12) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に係る認定を受けている者であること。

### 3 競争執行の場所及び日時等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階  
宮崎労働局総務部総務課会計第一係 電話 0985-38-8820  
宮崎労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>)  
「お役立ち情報」→「調達・売買情報」→「入札情報」→「2025年度」  
電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>
- (2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
上記3(1)と同じ
- (3) 入札説明書交付期間  
令和8年1月28日(水)から令和8年2月12日(木)まで
- (4) 競争参加資格確認関係書類の受領期限及び提出場所  
受領期限 令和8年2月12日(木) 17時00分  
提出場所 3(1)と同じ
- (5) 入札書の受領期限及び提出場所  
受領期限 令和8年2月12日(木) 17時00分  
提出場所 3(1)と同じ
- (6) 開札の日時及び場所  
日時 令和8年2月13日(金) 14時00分  
場所 宮崎労働局総務部総務課会議室

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、あらかじめ、宮崎労働局から仕様書の交付を受け、仕様内容に応じた契約を締結できるようにすること。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者、その他入札の条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。原則、電子契約による。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、会計法第29条の6の規定により、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低価格の入札者を落札者としない場合がある。

(7) 契約締結について

契約締結日までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合は、契約内容等に変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) その他

詳細は入札説明書による。

# 入札説明書

「令和8年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約（宮崎公共職業安定所）」の入札について、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長 福原 正

## 2 競争入札に付する事項

### （1）調達件名

令和8年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約（宮崎公共職業安定所）

### （2）履行期間又は履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで。

### （3）履行場所

仕様書による。

### （4）入札方法

ア 入札金額は総価で行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者は、仕様書等に示す業務に係る経費のほか、契約履行に要する人件費及び一切の諸経費を含めた金額の総額（以下「総価」という。）を入札金額とする。

ウ また、入札金額の内訳を記載した入札様式5 入札金額内訳書を提出すること。

### （5）入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

## 4 競争参加資格

- （1）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でB、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- （4）資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。  
※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (8) 入札日時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であって当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。  
①契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。  
②契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。  
③契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。  
④契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (12) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に係る認定を受けている者であること。

## 5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。

書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。

ア 提出期限

令和8年2月9日（月）17時00分

イ 提出先

〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階  
宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話番号：0985-38-8820

メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

ウ 提出方法

郵送、持参又はメールによって提出すること。

(2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

## 6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、宮崎労働局ホームページ又は電子調達システムから仕様書を入手すること。

また、仕様書を入手した場合は、必ず「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出すること。

(1) 競争参加資格確認関係書類（入札参加届等）の提出期限

令和8年2月12日（木）17時00分

(2) 提出書類

ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。

(ア) 入札参加届（兼自己申告書）（入札様式1）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式2）

(エ) 上記4（12）について、警備業法に係る認定証の写し

イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。

(ア) 電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札様式3）

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

上記（2）アに示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により、上記5（1）イの場所に提出すること。

## 7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和8年2月12日（木）17時00分

(2) 提出書類

ア 入札書（紙入札方式による場合、入札様式4）

イ 入札金額内訳書（入札様式5）

ウ 委任に関する届出書（紙入札方式用）（入札様式6）（代理人により紙入札する場合のみ）

エ 紙による入札で、再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにする。

(3) 提出方法及び提出場所

上記6（3）と同様とする。

## 8 落札者の決定方法

(1) 本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申し込みをした者を落札者とする。

## 9 開札の日時及び場所

### (1) 開札日時

令和8年2月13日（金）14時00分

### (2) 開札場所

宮崎労働局総務部総務課会議室

## 10 その他

### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

### (2) 入札に係る注意事項

ア 開札は、指定した場所及び日時に行う。

(ア) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

(イ) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。

(ウ) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

(エ) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（既に提出済の場合を除く。）を提示又は提出しなければならない。

(オ) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

イ 次に該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 上記6（2）ア（ウ）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 再度入札

(ア) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

(イ) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。

(ウ) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

オ 入札にあたっては、現地にて警備状況を把握したうえで参加すること。

### (3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

### (4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

ウ 「契約書（案）」は、確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上決定することとする。

### (5) 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況により、仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。

## 11 入札等に関する問い合わせ先

〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話番号：0985-38-8820

メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

## ◎ 様式等

- ・入札様式1 入札参加届（兼自己申告書）
- ・入札様式2 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿
- ・入札様式3 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・入札様式4 入札書（紙入札方式用）
- ・入札様式5 入札金額内訳書
- ・入札様式6 委任に関する届出書（紙入札方式用）

入札 参加届（兼自己申告書）  
【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
宮崎労働局総務部長 殿

届出人 住 所  
名 称  
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、宮崎労働局が行う入札に参加することを届け出ます。  
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

## 【届出事項】

1 入札件名 令和8年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約（宮崎公共職業安定所）

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

- (1) 令和7・8・9年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）  
【役務の提供等】の等級 ( ) 等級
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい・いいえ
- (3) 入札参加届等書類（証明書等）及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい・いいえ
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい・いいえ
- (5) 社会保険等に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がない。 はい・いいえ
- (6) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省所管法令違反により、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けていない。  
また、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。 はい・いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい・いいえ
- (8) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した委託事業において、信頼関係を築くことが困難であって当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。 はい・いいえ
- (9) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に係る認定を受けていること。 はい・いいえ

## 【添付書類】

- ①資格審査結果通知書（厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格）の写し  
②暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式2）  
③上記（9）の要件を満たすことが確認できるもの（認定証等の写し）

## 暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

(別添)

法人（個人）名：

入札様式3  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
宮崎労働局総務部長 殿

届出人  
住 所  
名 称  
入札者名

#### 電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

#### 1 入札案件名

令和8年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約（宮崎公共職業安定所）

#### 2 電子調達システムでの参加ができない理由

## 入札書（紙入札業者用）

調達件名 令和8年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約  
(宮崎公共職業安定所)

入札金額 ￥

(消費税及び地方消費税は含まない。)

電子くじ 

--	--	--

 番号

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名又は  
代理人の氏名

備考 落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の3桁を記載すること。

## 入札金額内訳書

令和 8 年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約（宮崎公共職業安定所）

		業務従事者①		業務従事者②		業務従事者③	
人 件 費	業務従事者の 1 時間単価（円） (A)	上期	下期	上期	下期	上期	下期
	年間総稼働時間 (時間) (B)						
	小計 (円) (A) × (B)						
	人件費合計 (ア)						
業務管理費等 (イ)							
合計 (ア) + (イ)							

※消費税及び地方消費税は含めないこと。

※人件費には賃金・最低賃金上昇予定分を見込むこと。

※業務管理費等には、人件費以外の一般管理費等その他諸費用を全て見込むこと。

※合計 (ア) + (イ) の金額が、入札書の入札金額となる。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名又は

代理人の氏名

## 委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
宮崎労働局総務部長 殿

届出人 住 所

名 称

入札有資格者氏名

私は、宮崎労働局が行う入札に関して、『  
』を代理人と  
定め、下記のとおり委任します。

記

### 1 委任事項

- (1) 入札書の記入に関する事項
- (2) 入札書の提出に関する事項
- (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

### 2 委任案件

「令和8年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約（宮崎公共職業安定所）」の入札事案について委任する。

# 仕 様 書

## 1 件名

令和8年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約（宮崎公共職業安定所）

## 2 目的

交通法規に基づき駐車場と周辺道路の混雑緩和を図り、事故の発生を警戒、防止するとともに、通行の安全を確保する。

## 3 契約履行場所

宮崎公共職業安定所第1駐車場（宮崎市柳丸町131番地）

宮崎公共職業安定所第2駐車場（宮崎市柳丸町127番地3）

宮崎公共職業安定所第3駐車場（宮崎市柳丸町128番地）

## 4 契約履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（土日祝日ならびに12月29日から1月3日までを除く。）

ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

## 5 業務日程等

各月の稼働日数、立哨ポイント、配置人数及び時間は別表1のとおりとする。別表2は配置人数と時間で積算した資料のため、積算の参考とすること。

## 6 従事者

- (1) 業務に従事する者（以下、「従事者」）は、原則同じ者で固定して配置すること。また、身分証明書を常時携帯させ、制服を着用させること。
- (2) 従事者は、委託者の信用を傷つけ又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 従事者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

## 7 連絡体制の確保

受託者は、不測の事態に備えて従事者及び施設管理者（宮崎公共職業安定所庶務課長）と常に連絡が取れる体制を確保すること。

## 8 業務内容

- (1) 契約履行場所において、入出庫する車両を誘導する。（障害者等が運転する車両の専用駐車場への駐車・出庫の誘導、配送車等の車両仮置場への駐車・出庫の誘導を含む。）
- (2) 障害者専用駐車場への健常者の駐車を制止すること。ただし、施設管理者が許可した場合は

この限りではないため、必要に応じ施設管理者に相談すること。

- (3) 駐車スペース枠を著しくはみ出して駐車している者に対し、スペース枠内に駐車するよう注意すること。
- (4) 歩行者等と入出庫車両との接触事故等の防止を図ること。
- (5) 駐車する車両及び駐車待ち車両が、一般車両及び周辺施設出入口の交通の妨げにならないよう誘導すること。
- (6) 路上駐車又は近隣施設の駐車場に駐車をしようとする者を適切に誘導すること。ただし、過度な注意（特に近隣施設の駐車場へすでに駐車した者への注意）は行わないこと。
- (7) 公共職業安定所周辺の路上において、契約履行場所が満車になったことにより入庫待ち車両が発生した場合は、プラカード（看板）を掲示し、満車である旨を知らせ、車列を作らないよう移動を促すこと。なお、プラカード（看板）は、受託者が準備すること。
- (8) 他の従事者と連携を密にし、応援が必要な場合は適宜立哨ポイントを移動する。
- (9) 契約履行場所において不測の事態が発生した場合は、直ちに適切な措置を取り、施設管理者及び受託者に報告し、その指示を受けるとともに、事態が緊急を要する場合は、警察その他関係機関に通報する。ただし、契約履行場所以外で起きた不測の事態は、本契約とは無関係であることから、受託者は従事者の管理を徹底すること。

## 9 使用物品の保管

使用した物品は、業務終了後、施設管理者が指定する場所で保管することができる。

## 10 報告

従事者は、毎日業務終了時に施設管理者に対して、警備日誌（任意様式）を作成し提出する。また、事故があった場合は、事故報告書（任意様式）を提出する。

## 11 再委託

業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託を行うことはできず、業務の一部の再委託にあたって、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、一括して再委託することはできない。

また、契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする。なお、再委託を行う場合は、書面にて労働局に申し出た上で承認を得る必要があるが、再委託の承認に係る書類については、支出負担行為担当官が定める契約書によるものとし、契約締結後交付する。

## 12 仕様書等に対する質疑及び回答

- (1) 文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までに疑義はすべて解消しておくこと。
- (2) 重要な質疑の回答については、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者にメールにより質疑内容及び回答を通知する。

## 13 代金の請求及び支払

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 請求書の宛名は「官署支出官 宮崎労働局長」とすること。また、請求書の余白に代金振込

先金融機関を記載すること。

- (3) 当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。

#### 14 その他

- (1) 契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮の上、入札参加に応じること。
- (2) 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は契約内容等について変更が生じる可能性や、本業務に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は双方で別途協議する。
- (3) 本業務に従事するにあたり、警備業者賠償責任保険に加入していなければならない。
- (4) 従事者の雇用契約書、労働条件通知書等（賃金、労働時間及び労働条件が確認できるもの）の写しを毎月提出しなければならない。
- (5) 本業務に従事するにあたり、特に夏季においては、休憩、水分補給等、熱中症の防止には十分配慮すること。
- (6) 本仕様書は、委託業務の大要を示すものであって、軽微なものは仕様書に記載のない事項であっても、委託者が管理上必要と認め依頼する業務も実施するものとする。
- (7) 本仕様について疑義が生じた場合は、双方協議の上、解決を図ることとする。
- (8) 障害発生時の窓口は一本化し、誠意を持って迅速に対応すること。
- (9) 落札者の決定通知があり次第、落札者は施設管理者と警備の詳細について打合せを行い、警備方法に誤解が生じないよう意思疎通を図ること。なお、打合せについては、施設管理者に事前連絡のうえ、日程調整を行い実施すること。
- (10) 受託者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し出ることはできない。

#### 15 本件に関する連絡先（問題発生時の連絡体制）

本件に関する疑義等、情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題等の内容について報告（連絡）すること。

（契約担当部局）

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話（0985）38-8820

別表1

稼 働 月	稼働 日数	立哨ポイント	配置人数	時間
令和8年4月	21日	第1・2・3駐車場	3人	8:30~17:00
令和8年5月	18日	第1・2・3駐車場	3人	8:30~17:00
令和8年6月	22日	第1・2・3駐車場	3人	8:30~17:00
令和8年7月	22日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和8年8月	20日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和8年9月	19日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和8年10月	21日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和8年11月	19日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和8年12月	20日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和9年1月	19日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和9年2月	18日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和9年3月	22日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00

## 令和8年度 稼働日および希望する配置人数と時間で積算した総稼働時間(参考)

4月～6月稼働日 61日 稼働人員 3人 (休憩時間は1hで計算)  
稼働時間 7.5h／日 1人あたりの総稼働時間 457.5h

4月		稼働日 21日				
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月		稼働日 18日				
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
	31					

6月		稼働日 22日				
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月～3月稼働日 180日 稼働人員 2人 (休憩時間は0.75hで計算)  
稼働時間 6.75h／日 1人あたりの総稼働時間 1215h

7月		稼働日 22日				
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月		稼働日 20日				
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月		稼働日 19日				
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月		稼働日 21日				
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月		稼働日 19日				
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月		稼働日 20日				
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月		稼働日 19日				
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月		稼働日 18日				
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

## 契 約 書 (案)

1. 件名 令和8年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約（宮崎公共職業安定所）

2. 履行期限又は契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで  
ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかつた場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

3. 契約金額 金〇〇〇〇〇〇円  
(うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇〇円)  
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、100分の10を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）を消費税額及び地方消費税額として支払うものとする。

4. 履行場所 仕様書のとおり

5. 契約保証金 免除

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号  
支出負担行為担当官  
宮崎労働局総務部長 福原 正

乙

別記

## 契 約 条 項

### (信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

### (契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

### (費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、甲の負担とする。

### (再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が 50%未満である場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、様式 1 により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が 50 万円未満の場合には、この限りでない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、様式 2 により甲に再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めの無い限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係にある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

### (履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を様式3により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により様式4により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

#### (検査及び監督)

第6条 乙は、警備日誌を作成することとし、毎月の業務完了時に甲に提出し、警備状況を報告しなければならない。併せて業務に従事する者の雇用契約書、労働条件通知書等の写し（賃金、労働時間及び労働条件が確認できるもの）を毎月提出しなければならない。

2 甲は、報告を受理した日から10日以内に検査を完了し、乙に合否を通知することとする。

3 検査のために必要な人員及び費用は、すべて乙の負担とする。

4 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

#### (契約金額の支払)

第7条 乙は、検査に合格後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

#### (遅延利息)

第8条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(検査の遅延)

第9条 甲がその責に帰すべき事由により、第6条第2項の期間内に検査をしないとき、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ前条に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(契約の解除等)

第12条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第13条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(契約の内容に適合しない場合の措置)

第14条 甲は第6条に規定する検査に合格した後において、当該履行が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に伴い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお第2項を適用するものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。また、第三者へ与えた損害についても同様とする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第12条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適當と認めた金額を賠償するものとする。

4 甲は、乙が行う業務によって事故等が生じた場合においては、損害賠償の責を負わない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關

する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2）乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（3）乙が競争参加資格を有していないかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。

（4）乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

（5）第 3 項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第 1 項第 3 号又は第 4 号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

#### （談合等の不正行為に係る違約金）

第 17 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約について個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないとときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第22条 第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第23条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第24条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省法令違反に係る契約解除）

第25条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用者が第1号の状況に至ったことを報告しなかつたことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省法令違反に係る違約金)

第26条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(条件の変化等に応じた仕様書等及び契約金額の変更)

第27条 甲又は乙は、災害発生時等において緊急的に必要な業務等が発生した場合、業務内容の変更若しくは業務の一時／一部中止が必要であるとみなせる場合、若しくはその他甲又は乙の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる契約金額の変更を請求することができる。

2 前項の規定による請求があったときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額の変更の可否と金額について、甲と乙とが迅速かつ適切に協議して定める。協議は、請求のあった日から21日以内に完了するものとする。

3 前項の規定による協議で変更が可能とされたときは、甲及び乙は仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額の変更に応じなければならない。

(賃金の変動に基づく契約金額の変更)

第28条 甲又は乙は、日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となつたと認めるときは、甲又は乙に対して契約金額の変更を書面又は電子媒体により請求することができる。ただし請求のあった日を基準日とし、変更を請求する契約金額は基準日以降の残契約金額が対象となり、残契約期間は基準日から2か月以上なければならない。賃金水準の変動は、公的な指標に基づいて判断するものとする。

2 前項の規定による請求があったときは、前項に定める賃金水準の変動を踏まえ、契約金額の変更の可否と変更を可とする場合の金額について甲と乙とが迅速かつ適切に協議して定める。また協議の結果について甲は乙へ遅滞なく書面又は電子媒体により通知しなければならない。協議の結果の通知は、請求のあった日から21日以内に完了するものとする。

(紛争等の解決方法)

第29条 本契約条項又は本契約に定めのない事項若しくは契約条項の解釈について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第30条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条、第12条第2項、第14条第15条、第16条、第17条、第20条、第22条、第26条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下この頁余白)

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和 8 年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約（宮崎公共職業安定所）に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委任する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委任する相手方の業務の範囲
3. 委任を行う合理的理由
4. 委任する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和 8 年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約（宮崎公共職業安定所）に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

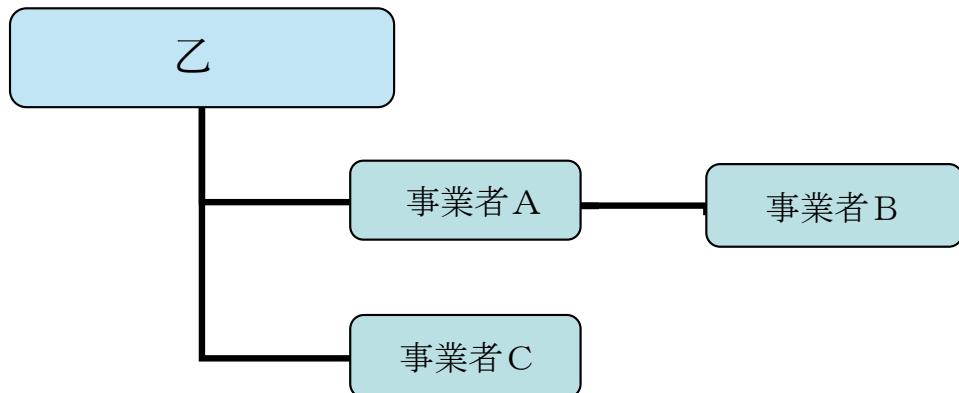
## 履行体制図

## 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

## 【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	○○県○○市		
B			



様式4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第5条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

# 仕 様 書

## 1 件名

令和8年度 交通誘導警備及び駐車場整理業務委託契約（宮崎公共職業安定所）

## 2 目的

交通法規に基づき駐車場と周辺道路の混雑緩和を図り、事故の発生を警戒、防止するとともに、通行の安全を確保する。

## 3 契約履行場所

宮崎公共職業安定所第1駐車場（宮崎市柳丸町131番地）

宮崎公共職業安定所第2駐車場（宮崎市柳丸町127番地3）

宮崎公共職業安定所第3駐車場（宮崎市柳丸町128番地）

## 4 契約履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（土日祝日ならびに12月29日から1月3日までを除く。）

ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

## 5 業務日程等

各月の稼働日数、立哨ポイント、配置人数及び時間は別表1のとおりとする。別表2は配置人数と時間で積算した資料のため、積算の参考とすること。

## 6 従事者

- (1) 業務に従事する者（以下、「従事者」）は、原則同じ者で固定して配置すること。また、身分証明書を常時携帯させ、制服を着用させること。
- (2) 従事者は、委託者の信用を傷つけ又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 従事者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

## 7 連絡体制の確保

受託者は、不測の事態に備えて従事者及び施設管理者（宮崎公共職業安定所庶務課長）と常に連絡が取れる体制を確保すること。

## 8 業務内容

- (1) 契約履行場所において、入出庫する車両を誘導する。（障害者等が運転する車両の専用駐車場への駐車・出庫の誘導、配送車等の車両仮置場への駐車・出庫の誘導を含む。）
- (2) 障害者専用駐車場への健常者の駐車を制止すること。ただし、施設管理者が許可した場合は

この限りではないため、必要に応じ施設管理者に相談すること。

- (3) 駐車スペース枠を著しくはみ出して駐車している者に対し、スペース枠内に駐車するよう注意すること。
- (4) 歩行者等と入出庫車両との接触事故等の防止を図ること。
- (5) 駐車する車両及び駐車待ち車両が、一般車両及び周辺施設出入口の交通の妨げにならないよう誘導すること。
- (6) 路上駐車又は近隣施設の駐車場に駐車をしようとする者を適切に誘導すること。ただし、過度な注意（特に近隣施設の駐車場へすでに駐車した者への注意）は行わないこと。
- (7) 公共職業安定所周辺の路上において、契約履行場所が満車になったことにより入庫待ち車両が発生した場合は、プラカード（看板）を掲示し、満車である旨を知らせ、車列を作らないよう移動を促すこと。なお、プラカード（看板）は、受託者が準備すること。
- (8) 他の従事者と連携を密にし、応援が必要な場合は適宜立哨ポイントを移動する。
- (9) 契約履行場所において不測の事態が発生した場合は、直ちに適切な措置を取り、施設管理者及び受託者に報告し、その指示を受けるとともに、事態が緊急を要する場合は、警察その他関係機関に通報する。ただし、契約履行場所以外で起きた不測の事態は、本契約とは無関係であることから、受託者は従事者の管理を徹底すること。

## 9 使用物品の保管

使用した物品は、業務終了後、施設管理者が指定する場所で保管することができる。

## 10 報告

従事者は、毎日業務終了時に施設管理者に対して、警備日誌（任意様式）を作成し提出する。また、事故があった場合は、事故報告書（任意様式）を提出する。

## 11 再委託

業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託を行うことはできず、業務の一部の再委託にあたって、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、一括して再委託することはできない。

また、契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする。なお、再委託を行う場合は、書面にて労働局に申し出た上で承認を得る必要があるが、再委託の承認に係る書類については、支出負担行為担当官が定める契約書によるものとし、契約締結後交付する。

## 12 仕様書等に対する質疑及び回答

- (1) 文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までに疑義はすべて解消しておくこと。
- (2) 重要な質疑の回答については、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者にメールにより質疑内容及び回答を通知する。

## 13 代金の請求及び支払

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 請求書の宛名は「官署支出官 宮崎労働局長」とすること。また、請求書の余白に代金振込

先金融機関を記載すること。

- (3) 当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。

#### 14 その他

- (1) 契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮の上、入札参加に応じること。
- (2) 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は契約内容等について変更が生じる可能性や、本業務に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は双方で別途協議する。
- (3) 本業務に従事するにあたり、警備業者賠償責任保険に加入していなければならない。
- (4) 従事者の雇用契約書、労働条件通知書等（賃金、労働時間及び労働条件が確認できるもの）の写しを毎月提出しなければならない。
- (5) 本業務に従事するにあたり、特に夏季においては、休憩、水分補給等、熱中症の防止には十分配慮すること。
- (6) 本仕様書は、委託業務の大要を示すものであって、軽微なものは仕様書に記載のない事項であっても、委託者が管理上必要と認め依頼する業務も実施するものとする。
- (7) 本仕様について疑義が生じた場合は、双方協議の上、解決を図ることとする。
- (8) 障害発生時の窓口は一本化し、誠意を持って迅速に対応すること。
- (9) 落札者の決定通知があり次第、落札者は施設管理者と警備の詳細について打合せを行い、警備方法に誤解が生じないよう意思疎通を図ること。なお、打合せについては、施設管理者に事前連絡のうえ、日程調整を行い実施すること。
- (10) 受託者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し出ることはできない。

#### 15 本件に関する連絡先（問題発生時の連絡体制）

本件に関する疑義等、情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題等の内容について報告（連絡）すること。

（契約担当部局）

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話（0985）38-8820

別表1

稼 働 月	稼働 日数	立哨ポイント	配置人数	時間
令和8年4月	21日	第1・2・3駐車場	3人	8:30~17:00
令和8年5月	18日	第1・2・3駐車場	3人	8:30~17:00
令和8年6月	22日	第1・2・3駐車場	3人	8:30~17:00
令和8年7月	22日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和8年8月	20日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和8年9月	19日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和8年10月	21日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和8年11月	19日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和8年12月	20日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和9年1月	19日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和9年2月	18日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00
令和9年3月	22日	第1・2駐車場	2人	8:30~16:00

## 令和8年度 稼働日および希望する配置人数と時間で積算した総稼働時間(参考)

4月～6月稼働日 61日 稼働人員 3人 (休憩時間は1hで計算)  
稼働時間 7.5h／日 1人あたりの総稼働時間 457.5h

4月		稼働日 21日				
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月		稼働日 18日				
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
	31					

6月		稼働日 22日				
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月～3月稼働日 180日 稼働人員 2人 (休憩時間は0.75hで計算)  
稼働時間 6.75h／日 1人あたりの総稼働時間 1215h

7月		稼働日 22日				
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月		稼働日 20日				
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月		稼働日 19日				
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月		稼働日 21日				
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月		稼働日 19日				
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月		稼働日 20日				
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月		稼働日 19日				
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月		稼働日 18日				
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						